

○鋸南町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため鋸南町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、次のいずれかの機能を有するものをいう。
 - ア 放流水の総窒素濃度が20mg/l以下の機能を有するもの（以下「N20型」という。）
 - イ 放流水の総窒素濃度が10mg/l以下の機能を有するもの（以下「N10型」という。）
 - ウ BOD除去率97%以上、放流水のBOD 5mg/l（日間平均値）以下の機能を有するもの（以下「BOD型」という。）
 - エ 放流水の総磷濃度が1mg/l以下の機能を有するもの（以下「P型」という。）
 - オ 放流水の総窒素濃度が20mg/l以下かつ総磷濃度が1mg/l以下の機能を有するもの（以下「N&P型」という。）
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する又は延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に給する建物をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、次の各号に該当する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 補助の対象となる地域 町内全域
 - (2) 補助の対象者 町内に居住する者であつて、専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽等を設置しようとする者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては補助金を交付しない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽等を設置する者
 - (2) 販売の目的で、合併処理浄化槽等付専用住宅を建築（改築を含む。以下同じ。）する者（以下「建築者」という。）。ただし、当該専用住宅を購入し居住する者は、補助金交付の対象者となることができる。

- (3) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 町税を滞納している者
- (5) 補助事業の期間内に合併処理浄化槽等を設置することができない者

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表1に定める額を限度とする。

2 既に単独処理浄化槽を設置している者が当該単独処理浄化槽を合併処理浄化槽等に転換するときは、当該単独処理浄化槽の撤去及び処分に係る経費、並びに宅内配管工事に係る経費の補助として、別表1に定める額に別表2に定める額を限度として加算する。ただし、新築又は改築に伴い転換するときは、別表1に定める額を限度とする。

3 既に汲み取り便所を設置している者が当該汲み取り便所を合併処理浄化槽等に転換するときは、当該汲み取り便所の撤去及び処分に係る経費、並びに宅内配管工事に係る経費の補助として、別表1に定める額に別表2に定める額を限度として加算する。ただし、新築又は改築に伴い転換するときは、別表1に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽届出書の写し、又は建築確認通知書の写し。
- (2) 設置場所の案内図、建物平面図、浄化槽構造図及び排水系統図
- (3) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 工事請負契約書
- (5) 工事見積書
- (6) 当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票。ただし、処理対象人員10人以下の場合のみ添付）
- (7) 合併処理浄化槽等概要書の写し
- (8) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録されていることを証する保証登録証
- (9) 町税納税証明書
- (10) 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽等に転換する場合は、既設の単独処理浄化槽の写真及び位置図
- (11) 汲み取り便所を合併処理浄化槽等に転換する場合は、既設の汲み取り便所の写真及び位置図

(12) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を調査して、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、別記第2号様式により、交付しないと決定した者に対しては、別記第3号様式によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更又は中止若しくは廃止を承諾したときは、変更承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業が完了した時は、補助事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(別記第6号様式)に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託をする場合、保守点検業者が保守点検、清掃及び11条検査の実施手続き等を代行して行うことを約定した契約書の写し。ただし、浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条の受検を契約したことを証する書面

(2) 浄化槽法第7条検査依頼書の写し及び検査に係る費用の領収書の写し

(3) 浄化槽法第10条保守点検及び清掃の遵守に関する誓約書

(4) 領収書又は請求書の写し

(5) 工事写真

(6) 施工結果報告書の写し

(7) 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽等に転換した場合は、付け替えている状況の写真及び単独処理浄化槽を適正に処分したことを確認できる書類

(8) くみ取便所を合併処理浄化槽等に転換した場合は、付け替えている状況の写真及びくみ取便所を適正に処分したことを確認できる書類

(9) その他、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容等に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書(別記第7号様式)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は必要に応じて補助金を分割して交付することができる。

(補助金交付の取消)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助金を偽りその他不正の手段により受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほかこの補助金の交付に必要な事項については、鋸南町補助金等交付規則(昭和51年鋸南町規則第5号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日鋸南町告示第28号)

(施行期日)

1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けたもの及び法第5条第1項の規定による届出の受理がなされたもので、平成11年3月31日までに浄化槽が竣工するものに

については、なお従前の例による。

附 則（平成14年 3 月25日 鋸南町告示第18号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、平成14年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この告示の施行前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けたもの及び法第 5 条第 1 項の規定による届出の受理がなされたもので、平成14年 3 月31日までに浄化槽が竣工するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月31日 鋸南町告示第13号）

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年12月27日 鋸南町告示第83号）

この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月30日 鋸南町告示第15号）

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月29日 鋸南町告示第 9 号）

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月29日 鋸南町告示第 9 号）

この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月13日 鋸南町告示第 9 号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月20日 鋸南町告示第10号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月28日 鋸南町告示第14号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

区分	種類	人槽区分	補助限度額
新設	N10型	5～10人槽	240,000円
	BOD型	5～10人槽	240,000円
	P型	5～10人槽	240,000円
	N&P型	5～10人槽	240,000円
転換	N20型	5～10人槽	240,000円
	N10型	5～10人槽	240,000円
	BOD型	5～10人槽	240,000円
	P型	5～10人槽	240,000円
	N&P型	5～10人槽	240,000円

別表 2 (第 4 条第 2 項・第 3 項関係)

区分	対象経費	補助限度額
転換補助	単独処理浄化槽の撤去及び処分に係る経費、並びに宅内配管工事に係る経費	60,000円
	汲み取り便所の撤去及び処分に係る経費、並びに宅内配管工事に係る経費	60,000円

備考 補助限度額60,000円の内訳として、単独処理浄化槽・汲み取り便所の撤去及び処分に係る経費30,000円、宅内配管工事に係る経費30,000円とする。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

別記第 2 号様式 (第 6 条第 2 項関係)

別記第 3 号様式 (第 6 条第 2 項関係)

別記第 4 号様式 (第 7 条第 1 項関係)

別記第 5 号様式 (第 7 条第 2 項関係)

別記第 6 号様式 (第 8 条関係)

別記第 7 号様式 (第 9 条関係)

別記第 8 号様式 (第10条第 1 項関係)